

委員会提出議案第3号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和5年6月14日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

議会運営委員長 田 中 一 正

提案理由

機構改革に伴う所管の改正を行うとともに、予算決算常任委員会で一般会計予算以外の予算・決算審査を総合的かつ一体的に行うため、必要な改正を行うものである。

南相馬市条例第 号

南相馬市議会委員会条例の一部を改正する条例

南相馬市議会委員会条例（平成18年南相馬市条例第241号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後			改正前		
（常任委員会の所属等）			（常任委員会の所属等）		
第2条 【略】			第2条 【略】		
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。			2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次表のとおりとする。		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
【略】			【略】		
建設経済常任委員会	7人	商工観光部、農林水産部、建設部及び農業委員会の所管に属する事項	建設経済常任委員会	7人	経済部、建設部及び農業委員会の所管に属する事項
予算決算常任委員会	21人	予算及び決算に関する事項	予算決算常任委員会	21人	一般会計の予算及び決算に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。